京都大学防災研究所規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第三十七号)

京都大学防災研究所規程(平成八年達示第二十二号)の全部を次のように改正する。

第一条 この規程は、京都大学防災研究所(以下「防災研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。(趣旨)

(目的)

同利用に供することを目的とする。第二条の防災研究所は、災害に関する学理の研究及び防災に関する総合研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共第二条の防災研究所は、災害に関する学理の研究及び防災に関する総合研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共

第四条 防災研究所に、その重要事項を審議するため、教(教授会) 4 所長は、防災研究所の所務を掌理する。 2 所長は、防災研究所の専任の教授をもって充てる。第三条 防災研究所に、所長を置く。

ただし、 補欠の所長の任期は、 前 任者の残任期間とする。

教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。条、防災研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

(協議会)

第五条 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。条 防災研究所に、その運営に関する事項について所長の諮問に応ずるため、 協議会を置く。

(共同利用委員会)

第六条 防災研究所に、防災研究所の共同利用に係る計画案の作成その他共同利用の実施に関し必要な事項を審 議 教授会に提案する

ため、共同利用委員会を置く。

共同利用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 所長が定める。

(自然災害研究協議会)

第七条 研究協議会を置く。 七条 防災研究所に、全国の大学その他の研究機関 の 自然災害研究に係る研究者と連携し、 自然災害研究の推進を図るため、 自然災害

2 自然災害研究協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 所長が定める。

総合防災研究部門(八条)防災研究所の研究部門は、 次に掲げるとおりとする。

第九条 次に掲げ る附属の研究施設を置く。

料面災害研究部門 大気災害研究部門 大気災害研究部門 大気災害研究が設) (附属研究をセンター 地震予知研究センター 水資源研究をセンター 水資源研究をシンター 水資源研究をショー 水資源研究をあり

第十条 防災研究所は、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。4 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。4 附属の研究施設の長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、2 附属の研究施設に長を置き、防災研究所の教授をもって充てる。

補欠の附属の研究施設の長の任期は、

前任者の残任期間とする。

第十一条 防災工情報学研究科工学研究科理学研究科 内部組織) 防災研究所に置く事務組織及び技術室につい ては、 京都大学事 ,務組織規程 (平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

第十二条 この規程に定めるもののほか、 防災研究所の内部組織については、 所長が定める。

則

- 1
- 3 2 第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。 この規程の施行後最初に任命する災害観測実験センター 長、地震予知研究センター 長及び斜面災害研究センター 長の任期は、この規程の施行後最初に任命する所長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。 第九条
- 4 この規程の施行後最初に任命する水資源研究センター 長の任期は、第九条第三項の規定にかかわらず、平成十七年四月三十日までと
- 次に掲げる規程は、廃止する。

す る。

- 京都大学防災研究所長候補者選考規程(昭和四十八年達示第十号)京都大学防災研究所協議会規程(平成八年達示第二十三号)